

# 「秋の交通安全県民総ぐるみ運動」

9月21日(日)～30日(火)

県民の皆さま、

- 1 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
- 2 ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

以上にご協力をお願いします。



高めよう！とちぎの交通マナー  
マナーアップ！あなたが主役です



# 自転車の違反に交通反則切符と反則金!

- 交通反則通告制度とは、一定の交通違反に交通反則切符(青切符)を交付し、違反者が反則金を納付すれば、刑事罰を科されない制度です。
- 令和8(2026)年4月1日から施行されます。
- 16歳以上の運転者による113種類の交通違反が対象となります。



## 主な違反行為について



1 携帯電話使用

反則金 12,000円



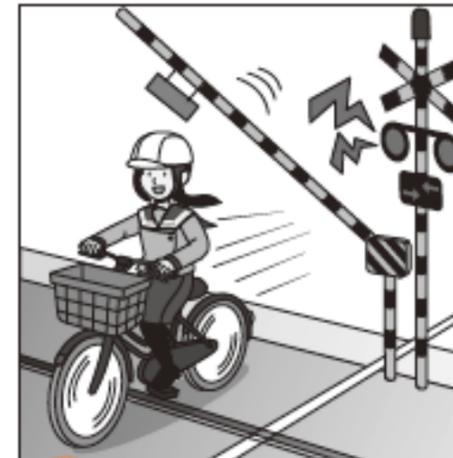
2 一時不停止

反則金 5,000円



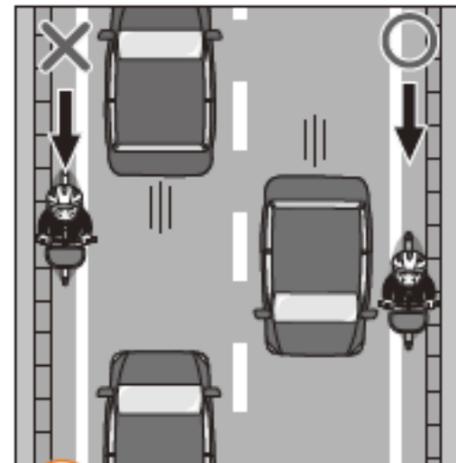
3 信号無視

反則金 6,000円



4 しゃ断踏切立入り

反則金 7,000円



5 右側通行

反則金 6,000円



6 傘さし

反則金 5,000円



7 無灯火

反則金 5,000円



8 並進

反則金 3,000円